

秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱

平成31年3月29日
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外に在住する若者の本市への移住促進を図るため、秋田市若者移住促進事業として移住者に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 本市以外の市区町村の住民が新たに本市に住所を定めることをいう。
- (2) 転入日 転入した日であり、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第6号に規定する「住民となった年月日」をいう。
- (3) 世帯 秋田県外から本市に転入し、住居と生計を一にする者の集合をいう。
- (4) 新卒者等 中学校、中等教育学校、高等学校、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第9章に規定する大学院等を含む。)、高等専門学校又は専修学校を卒業し、修了し又は退学した後、県外に居住する期間が1年に満たない者をいう。ただし、県外に1年以上居住しながら、企業等での就職(雇用保険の被保険者としての就業に限る。)又は起業を経て、再度、県外の高等専門学校、専修学校、大学又は大学院に入学し、卒業・修了した者(以下「リカレント教育卒業生」という。)は除く。
- (5) 新規県内雇用 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めた上で、次のア又はイに掲げる事業所又は事務所(以下「事業所等」という。)において雇用されることをいう。
 - ア 秋田県内に本社機能を有する企業、団体又は個人事業主(以下「企

業等」という。)の秋田県内における事業所等

イ 秋田県外に本社機能を有する企業等の秋田県内における事業所等
(主たる勤務地を県内に定めて雇用された場合に限る。)

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、
補助金の交付申請の日において次の各号のいずれにも該当する者とす
る。

(1) 県外の市区町村(外国を含む。)から本市へ転入する者(本市への
転入前1年以上継続して県外の市区町村の住民であった者(新卒者等
を除く。)に限る。)

(2) 転入日の満年齢が40歳未満の者およびその者と同居する40歳未満の
者(転入日の満年齢が18歳未満の子を養育する世帯を除く。)

(3) 日本国籍を有する者、又は外国籍であつて永住者の在留資格を有す
る者

(4) 秋田県において「^あA→^きK I ^たT A登録」をしている者

(5) 就労に関し次のいずれかに該当する者

ア 新規県内雇用により転入日以降秋田県内で就労する者

イ 転入日以降新たに市内で事業を営もうとする者

ウ その他市長が認める者

(6) 本市の移住促進に向けたPR活動に協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補
助対象者とならない。

(1) 世帯の構成員に秋田県内の事業所等へ転勤又は出向する者がいる場
合

(2) 補助金の交付を受けようとする者および世帯の構成員が、本市市税
を滞納している場合

(3) 補助金の交付を受けようとする者および世帯の構成員が、暴力団、
暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している場合

(4) 補助金の交付を受けようとする者および世帯の構成員が、本補助金
又は秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱(平成29年7月7

日市長決裁) もしくは秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱(平成31年3月28日市長決裁)に定める補助金の交付を受けたことがある場合

(5) 補助金の交付を受けようとする者又は世帯の構成員が、国家公務員又は地方公務員(会計年度任用職員、臨時的任用職員および特別職非常勤職員を含む。)として転入後に勤務することが決まっている場合

(6) 転入後の世帯の構成員が、交付申請の日において国家公務員又は地方公務員(会計年度任用職員、臨時的任用職員および特別職非常勤職員を含む。)として勤務している場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅の取得費用

ア 申請者が自ら居住するために要する新築工事費用又は購入費用

イ 転入日から起算して1年前の日以降、転入日までに契約した住宅に係る費用

(2) 住宅の賃貸借に係る初期費用

ア 賃貸借契約時に支払う礼金、保証料、仲介手数料および家賃(2か月分未満)(以下「初期費用」という。)

イ 申請者が自ら居住する住宅の賃貸借に係る費用

ウ 転入日から起算して1年前の日以降、転入日までに契約した住宅に係る費用

(3) 転居費用

ア 家財道具等の運搬を請け負う事業者を支払う引越費用(家財道具等の購入費および処分費を除く。)

イ 転入前の住所から転入後に申請者が自ら居住する住宅への転居に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計の額とし、補助対象者および世帯の構成員(第3条第1項第1号および第2号に該当する者に限

る。) 1人につき15万円を上限とし、複数人世帯にあつては30万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、転入日から起算して14日前の日まで(ただし、4月1日から4月14日までに転入を予定する者にあつては転入日以前)に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 秋田市若者移住促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 申請者の顔写真付き身分証明書の写し
- (4) 転入前1年間の住所地の世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されたもの)
- (5) 本市へ転入する世帯全員の本市市税に未納がない証明書
- (6) 就業予定証明書(様式第3号)又は、事業計画書(様式第4号)
- (7) 工事請負契約書の写し又は、売買契約書の写し(第4条第1項に該当する場合)
- (8) 賃貸借契約書の写し、初期費用に係る見積書の写しおよび重要事項説明書等の写し(第4条第2項に該当する場合)
- (9) 引越費用に係る見積書の写し(第4条第3項に該当する場合)
- (10) 雇用保険の被保険者であったことがわかる書類の写し又は開業届等の写し(リカレント教育卒業生である場合)
- (11) 卒業・修了証明書の写し(リカレント教育卒業生である場合)
- (12) 在留カードの写し(外国籍の者の場合)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類について、申請時に添付できないやむを得ない事情があるときは、その旨をすみやかに申し出し、転入日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査の上、交付申請を受けた日から起算して14日以内に交付の

可否を決定する。

- 2 前項の規定により交付の可否を決定したときは、秋田市若者移住促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）又は秋田市若者移住促進事業不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

（補助金の交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この要綱および関係法令を遵守すること。
- (2) 補助金の適正な執行に必要な範囲で、世帯員の住民基本台帳の情報を市が閲覧すること、就労に関する要件の確認のため要件を満たす職の企業に市が連絡・調査することに同意すること、および市長が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（交付申請の取下げ）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が転入をとりやめたときは、秋田市若者移住促進事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、前条の規定による申請の取下げがあったとき、又は第11条に規定する実績報告書が提出されないときは、交付決定を取り消し、秋田市若者移住促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知する。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、転入日から14日後の日又は交付決定の日が属する年度の末日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定の日が属する年度の末日までの間で市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 秋田市若者移住促進事業補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 転入後の世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）

(4) 事業を営んでいることがわかる書類の写し（第3条第1項第5号イに該当する場合）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告があったときは、転入の事実および補助対象経費の支払いを確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告を受けた日から起算して14日以内に秋田市若者移住促進事業補助金確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第13条 前条の通知を受けた交付決定者（以下「交付決定者」という。）は、秋田市若者移住促進事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日以内に補助金を交付する。

（調査）

第15条 市長は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けようとする者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又は職員をして調査させることができるものとする。

（交付決定者の交付決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 前条の規定に基づく調査に応じなかったとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により交付決定者の交付決定を取り消したときは、秋田市若者移住促進事業補助金返還請求書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を請求する。

(他の補助金との関係)

第18条 本補助金の交付を受けようとする者が、住宅の取得もしくは賃貸借又は転居に関し、他の補助金の交付を受けることを妨げない。この場合においては、本補助金と他の補助金の額の合計が、第4条に規定する補助対象経費として申請者が支払った額を超えない範囲で、本補助金を交付する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月31日までに本市へ転入し、改正前の秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた者が、転入日から起算して5年以内に市外に転出した場合の交付決定の取消しおよび返還等の手続きは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。